

会議録

会議名	第2回 猪名川町特別職報酬等審議会
日時	平成26年1月23日(木) 午後6時から午後7時
場所	町役場2階 第1会議室
出席者	委員：園田会長、枝松会長職務代理、安井委員、 坂井委員、家門委員、鍋谷委員 事務局：真田部長、山田課長、坂ノ上副主幹、湯之上主査、加茂主事
議事内容	<p>● 開会</p> <p>それではみなさんお揃いになりましたので、第2回目の猪名川町特別職報酬等審議会を開催させていただきたいと思います。開催に当たりまして会長の方からあいさつお願いいたします。</p> <p>● 会長あいさつ</p> <p>みなさんこんばんは。皆さん寒い中また遅い時間にお集まりいただきありがとうございます。今回は町長はじめ特別職の報酬について審議し、大体の方向性、近隣他市、兵庫県全体の状況を比較し、猪名川町だけアップするのはどうなのか。方向性については、マイナスで考えるのが妥当ではないか等について議論しました。</p> <p>今日は2回目ということで、特別職の報酬については結論を出し、残りの時間で議員の報酬を審議したいと思います。</p> <p>● 審議</p> <p>【委員】 まず前回質問のあった事項の資料の説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 事務局より資料の説明。県内市町の職員数、県内市町における特別職(市町長、福市町長、教育長)報酬の改定状況、県内市町における特別職報酬の変遷一覧(議員)、過去2年分の政務活動費の執行内訳、県下各町の議会活動状況、一般質問・緊急質問、委員会・協議会等活動日数、議長の出張回数・目的、議員派遣回数・目的、委員派遣回数・目的について説明。</p> <p>【委員】 P5の議員の報酬で、近隣の川西が猪名川の倍近くだが理由は。仕事量が多いのか。</p> <p>【事務局】 P9に県下の資料がありますが、市と町とでの額は揃っていません。P5にあるように町の中では猪名川町はトップで30万円ですが、市の中では20万円台はありません。隣が市だから違うというのでは理由になりませんが、過去からの推移があります。</p>

【委員】 川西の議員数は。

【事務局】 前回配布の資料P 15より25名です。

【委員】 猪名川の人口を議員数で割った数は。

【事務局】 川西が6,436人に対して1人で、猪名川が1,993人に対して1人となっています。

【委員】 政務活動費について、執行率が7割ぐらいだが会派の人の意見は。これ以上いらぬといった意見か。

【事務局】 特に議会事務局からそのような話は聞いていません。

【委員】 資料を踏まえて、特別職の報酬について議論を。

【委員】 前回の話でも出ていたことだが、国の要請を受けて行っている減額をどうするか。P 15にもあるように人事院勧告で国が行った7.8%減額がベースになるのではないか。

【委員】 答申には数字を具体的にあげてその根拠も検討する必要はあるか。

【事務局】 答申に具体的に何%と書くこともあるし、議論をした内容を書く方法もあります。ただ根拠として何を判断基準としたのかは出した方がいいかと考えます。

【委員】 数字は出さなくてもいいのか。

【事務局】 出さなくてもいいですが、議論の中で具体的な数字を出して議論されたことを記述することや、わかりやすくしようとすれば具体的な数字を答申に入れることも考えられます。

【委員】 国の要請を受けて行っている減額と自主的な減額措置の率または額とがあるが、猪名川町では今後自主的な減額措置というのはいりえるのか。

【事務局】 それはありえます。答申より上乘せという可能性もあります。ただ審議会の答申を受けてそのまま踏襲するということが多いです。

【委員】 同じ減額をするのなら、国の要請を受けて減額をするというよりも自主的な形での減額をする方がいいのではないか。

【委員】 自主というものはあくまで本人の意思では。

【事務局】 答申に入れることもできますが、主文で書くよりも付記でこういった議論であったことを書くことができると考えられます。

【委員】 どっちを主眼に置くか。国の要請を受けて職員が給料を下げていることを考えれば、特別職も国の要請を受けて減額とするのが望ましいという議論になる。自主的ということになれば阪神間その他市町の状況を踏まえて、財政状況の悪化なども考慮して減額するというのが望ましいという議論になる。

【事務局】 そもそも報酬審で見ていただくのは本俸部分なので、それが適正なのかどうか、それに加えて、他市町での減額の取り組みや国からの要請を受けてどう判断するのかという議論になります。

【委員】 国がやっているからあわせてやるというのは筋が違うということではないか。国とは別に猪名川町独自の事情・理由でやってこそ地方自治のあるべき姿ではないか。国がやっているというのは減額をする強い理由とはならない。近隣の他市町と比較して報酬の額が妥当かどうかを検討すべきではないか。

【委員】 国の考え方によって地方交付金が5,000万円減らされ、それに合わせて職員の給与も減らされているという現実がある以上、国の要請を受けて行政のトップも職員に合わせて減額するというのは間違っていないのではないか。

【委員】 国がやっているからその流れで減額というのではなく、もっと積極的な理由が欲しい。

【委員】 他市町では自主減額に加えて国からの要請で減額を行っているところもあるが、これも報酬審の答申を受けて行っているのか。それとも自主的に減額の申し出があり、それに加えて国からの要請を受けて報酬審で減額の答申を出しているのか。

【事務局】 把握しておりません。

【委員】 一般職も平成25年4月から戻ることか。

【事務局】 平成25年7月から猪名川町では減額を実施しており、国は26年4月で終わるが、猪名川町では27年10月まで減額を実施します。減額を短期にやってしまうと月あたりの減額幅が大きくなり負担が大きくなってしまいますので、時期を延ばして減額幅を少なくすると、地方交付税の減額分である5,000万円に到達するのが28ヶ月間のこの期間となります。

【委員】 国は2年ですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 前回資料3ページにあるように、県内各市町は減額10%から30%だが、これは審議会ですらそういう意見が付されたことによる減額か、それとも公約や自主的な申し出による減額か。

【事務局】 一般的には後者の場合が多いと考えられます。

【委員】 となると自主減額を促すのは不自然か。

【委員】 自主減額を促す答申か、国の要請を受けて職員の給与を減らしていることを考慮して減額という答申か、どちらにするか。

【委員】 今更自主減額を促すというのがおかしいというのであれば、国の要請を根拠に減額をするというのがいいのではないか。

【事務局】 数字を出さないでということでしょうか。

【委員】 ある程度出さないといけないのではないかと。他市町では出している。自主減額を促すとすると、猪名川町以外の所はほぼ100%自主減額か国の要請を受けての減額をしているが、国の要請を受けてとすると、その減額率に合わせた削減幅となるのか。

【事務局】 猪名川町の場合は、職員の給与を交付金の削減幅と同じだけ減額しましたが、他市町も同じとは限りません。基本的に自主減額をしていないところは国の要請をうけて減額を実施しているという結果になっています。

【委員】 自主減額をしていないから国の要請を受けての減額をしているということは、猪名川町も同じような措置をとる必要があるのではないかと。

【委員】 国に準じて7.8%とするか、職員の給与削減を考慮した削減率とするか、国に準じる以上ある程度までの減額を答申するとして、それ以上は町長の自主的な判断で減額してもらおうというのも1つの手だと思うが。やはり正確に数字を決めておかないとだめなのか。

【委員】 以前も申し上げたが、選挙の関係でなくなった5%の自主削減についてはお願いしたい。他市町のところはほとんどが26年3月31日までとなっている。景気の上向きやベースアップ交渉の報道を見る限り、5%の削減以外は必要ないように思える。

【委員】 他市町が行っている国からの要請による減額は、思ったより期間が短い。2年かと思っていたが、国の職員の減額措置が終わる26年3月31日までというところが多い。

【委員】 報酬審は毎年あるのか。

【事務局】 色々なケースがあり、猪名川町の場合は2年に1回というペースで開催してきていますが、他市町では10年間開催してないところもあります。

【委員】 毎年しているところもあるのか。

【事務局】 毎年は聞いたことがありません。

【委員】 2年ごとに開催されるならば、答申で出す期間も2年とするのか。

【事務局】 報酬審の開催とは別に、任期の関係もありますので、任期を超えて影響を及ぼすのはどうなのかと思います。

【委員】 期間をどういう風に考えるか。期間によって何%にするのか変わってくる。

【委員】 今後の情勢の変化によって、見直しが必要となればまた報酬審が開催されるのではないかと。

【委員】 景気の上向きはあるが消費税増税も控えており、この先2年間で

見通すのは難しい。震災の痛み分けや職員の減額もあり、あまり大きな減額は必要ないのではないか。あとは町長の自主的な判断に委ねてもいいと思う。本俸についても、消費税増税で物価が上がれば実質的に減額となるので、減額とする必要もないように思う。

【委員】 自主的な減額というのは答申に書くのは好ましいのか。このような審議会という場がある以上好ましくないのではないか。

【委員】 不祥事や大規模災害がない限り必要ないのではないか。

【委員】 国からの要請による減額率は、職員の減額率と合わせるように例えば2%としてもいいのではないか。

【委員】 職員は28ヶ月減額を行っているので、その額に合わせるように調整するべきでは。

【委員】 そのような場合、どのような数字になるか。

【事務局】 3%減額している職員を基準にすると、職員減額期限の4月から27年10月末までの1年半カットしたとして4.2%削減となります。1年間削減したとして7%、4月から12月までの9ヶ月間削減したとして10.5%削減となります。

【委員】 期間を短くし、職員の負担を分かち合うということで、4月から12月の9ヶ月間10%削減するという案でどうか。

【委員】 いきなり10%よりもなだらかに減額とする方がいいのではないか。

【委員】 特別職の報酬は一般の常勤の職員の給与とは性格が違うため、同じように考える必要はないと考えられる。

【委員】 それでは改めて、4月から12月の9ヶ月間10%削減するという案でどうか。

【委員】 (異議なし)

【委員】 では、そのような方向で事務局に原案の作成をお願いします。

【委員】 引き続いて、議員の報酬の議論を。議員もおなじように減額するという流れでよろしいか。増額するというのであれば積極的な根拠を。

【委員】 町長にならって減額するのが妥当か。

【事務局】 職自体が特殊ということもあり、長にならって減額をしている市町はあまりありません。

【委員】 やはり議員職というのは行政の特別職とは分けて考える必要がある。増額を検討する要素は見つかりにくいですが、国家公務員の減額を踏まえても減額を検討するのはなじまない。

阪神間と比べると低いですが、町の中ではトップの報酬のため、人口比率を考慮しても増額は考えにくい。他市町を見てもここ数年報酬が大きく動いている

ところは少ない。

議員のモチベーションの維持や新人の立候補意欲をそがないためにも、現状維持が妥当かと考える。

【委員】 前日も議論になったが、議員は非常勤であるから報酬が生活給の保障という性格ではないとはいえ、町レベルで高くても市から見ると低く、やっている活動量に差があるかというところでもないため、生活給要素を加味すると減額は検討しづらい。消費税も上がり貰える額は実質目減りするため、現状維持でいいのではないか。トップを含め減額している以上増額は難しい。

【委員】 阪神間は市レベルでも特別高いグループであり、町であるだけであまり活動量が変わらないにもかかわらず近隣市の半分というのは厳しいものがある。ただ町レベルではトップであるということも事実であり、両者のバランスをとる必要がある。

【委員】 猪名川町の場合、平成7年から改定されておらず、当時の査定は物価が景気の良かった時代のものであり、その後デフレ経済が続いたことを考えると実質増額されていることになる。

【委員】 同じであるということは実質上がっていると考えてもらいたい。下げていくのと維持しているのとでは大きく違う。

【委員】 消費税増税後は実質目減りが大きく2年後議論になる可能性がある。

【委員】 景気が回復している可能性もある。

【委員】 これを維持する場合、以前議員の定数が多かった時代は、議員が削減されたときに見直しをしたらどうかと言ってきたが、実際に削減されても様々な事情で報酬を上げることができていないという経緯があり、心苦しく思っている。

【委員】 これまでの議論を踏まえ、議員については現状維持という方向でよろしいか。

【委員】 (異議なし)

【委員】 今日の資料にある政務活動費についてはどうするか。前々回の報酬審では答申に付記して少し上げたが。

【委員】 残金は返還されるのである程度の余裕をもっておればいいのか。質問だが、広報費とは何に使われているのか。会派で出す広報か。

【事務局】 その通りです。

【委員】 事務費は。以前はパソコンを購入すると聞いていたが。

【事務局】 会派が行う活動に係る事務費用で、いわゆる消耗品や備品、通信費や機材の借り上げなどに使われています。

【委員】 政務活動費について議員から何か要望等でているか。

【事務局】 特に議会事務局からそのような話は聞いていません。

【委員】 マイナスになっているところとほとんど使っていないところがあるが。

【委員】 資料を見る限り満足されているのではないだろうか。

【委員】 どの会派もおおむね積極的に利用されているため問題ないのではないか。

【委員】 では答申には触れないということでしょうか。

議員の報酬としては現状維持で。理由としては、非常勤ということで特別職の報酬とは若干性格が違う、震災の影響で減額するというものにもなじまない、阪神間では町として最低レベル、下げないということで実質的には増額しているため。これでよろしいか。

【委員】 (異議なし)

【委員】 では次回原案のたたき台を事務局に作ってもらい、それを基に議論するというので。事務局から何か連絡は。

【事務局】 第1回目の要約筆記に訂正等なければホームページに公開しますが、何か訂正等ありますか。

【委員】 (訂正なし)

【委員】 それでは次回1月29日(水)、18時から開催します。

● 閉会

